

平成27年度介護報酬改定について

麻生議員提出資料

平成26年10月21日

平成27年度介護報酬改定について

○ 介護報酬改定についてはメリハリが必要。具体的には、

① 消費税財源を活用して介護職員の処遇改善加算措置の拡充等を行う。

② 一方で、

イ) 事業類型毎の収支状況（全体は良好：加重平均8%（中小企業の平均は2%））

ロ) 社会福祉法人の内部留保等

を反映した、報酬基本部分の適正化を行う必要。

⇒ **報酬改定全体としてはマイナスにし、市町村の介護保険料・利用者負担等の国民負担を抑制**（報酬△1%で国民負担△1千億円）

○ あわせて、**介護報酬改定の外枠で消費税財源を活用して様々な充実策（*）を実施**。

⇒ **これらを含めた全体像で議論する必要**。

* 低所得者の保険料軽減、認知症対策を含む医療介護連携、基金を活用した施設整備等

過去の介護報酬改定率の推移

改定時期	改定率
平成15年度改定	▲2.3%
平成18年度改定	▲0.5% 【▲2.4%】
【 】：17年度改定を含めた率	
平成21年度改定	+3.0%
平成24年度改定	+1.2%
	・ 処遇改善加算 +2%
	・ 報酬基本部分等▲0.8%
平成26年度改定	+0.63%（消費税対応）

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。

27年度介護報酬改定とその他の充実策 （現時点で想定される全体像のイメージ）

低所得者に対する保険料の軽減
（1,300億円程度）

+

認知症対策の推進など
（地域支援事業の充実）

+

新たな基金による基盤整備等

+

介護職員の処遇改善（処遇改善加算の拡充）
在宅サービスの充実等

+

消費税対応

+

良好な収支差等を反映した
介護報酬基本部分の適正化
保険給付の範囲の見直し 等

-

報酬改定
の外枠

報酬改定

※ 処遇改善加算を拡充する一方、介護報酬基本部分は適正化

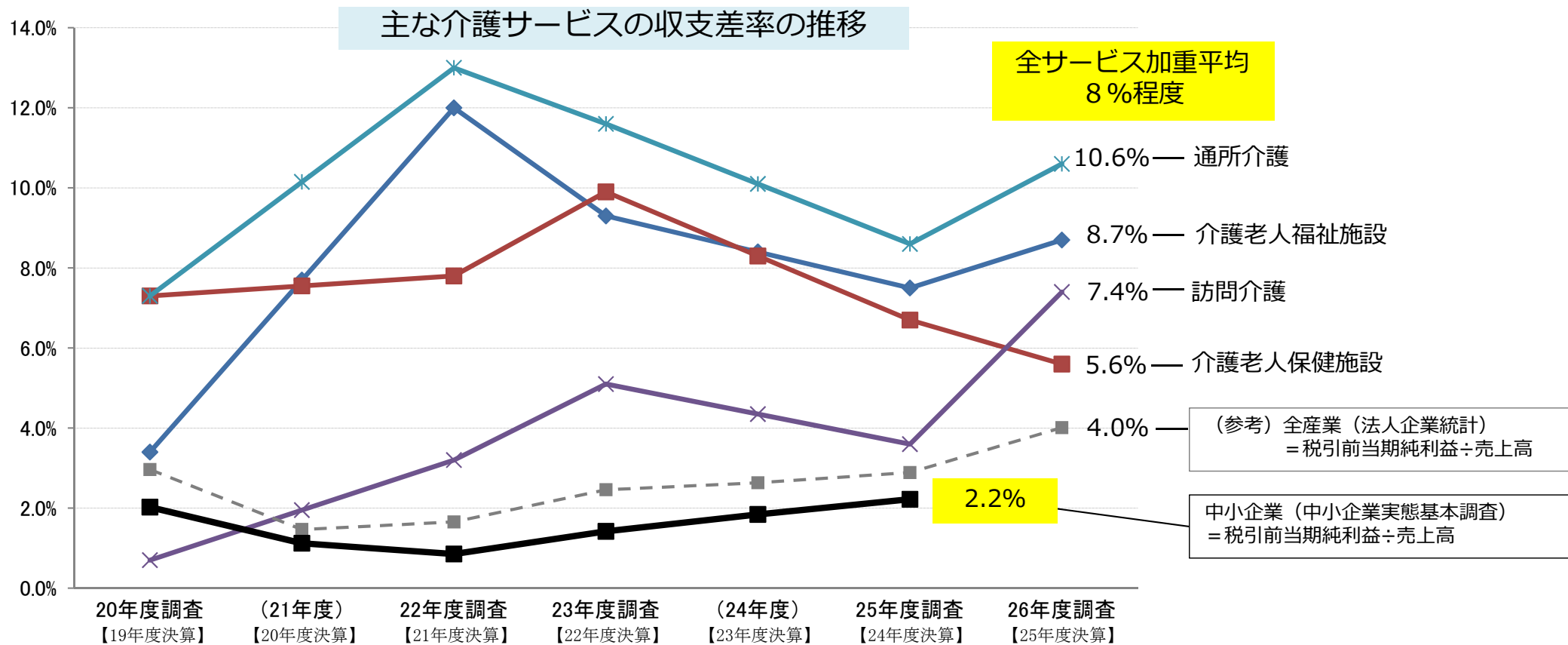
(参考1)介護事業者の収支状況

○ 介護サービス全体の平均収支差率は**+8%程度**（注1）と一般の中小企業（注2）の水準（+2～3%弱）を上回る。

○ 消費税財源を活用して**介護職員の処遇改善加算の拡充を図る一方、事業類型毎の収支状況を反映させ、介護報酬基本部分を適正化**（事業類型別に異なるが、全体としては中小企業並みの収支差となる**▲6%程度の適正化**）する必要。

（注1） 介護総費用におけるサービス毎の構成比に基づき、平均収支率の加重平均値を財務省において試算（出所：厚生労働省「介護給付費実態調査（26年4月審査分）」、「平成26年介護事業経営実態調査結果」）。

（注2） 中小企業の定義はサービス業で資本金5,000万円以下又は従業員100人以下とされるが、24年経済センサスによれば、資本金5,000万円未満の企業の売上高が全体の売上高に占める比率を見ると、全産業では3割強を占めるにすぎないのに対し、老人福祉・介護事業では7割程度を占める。



※1 20年度、23年度及び26年度は「介護事業経営実態調査結果」
22年度及び25年度は「介護事業経営概況調査結果」。21年度・24年度（調査未実施）は線形補完。

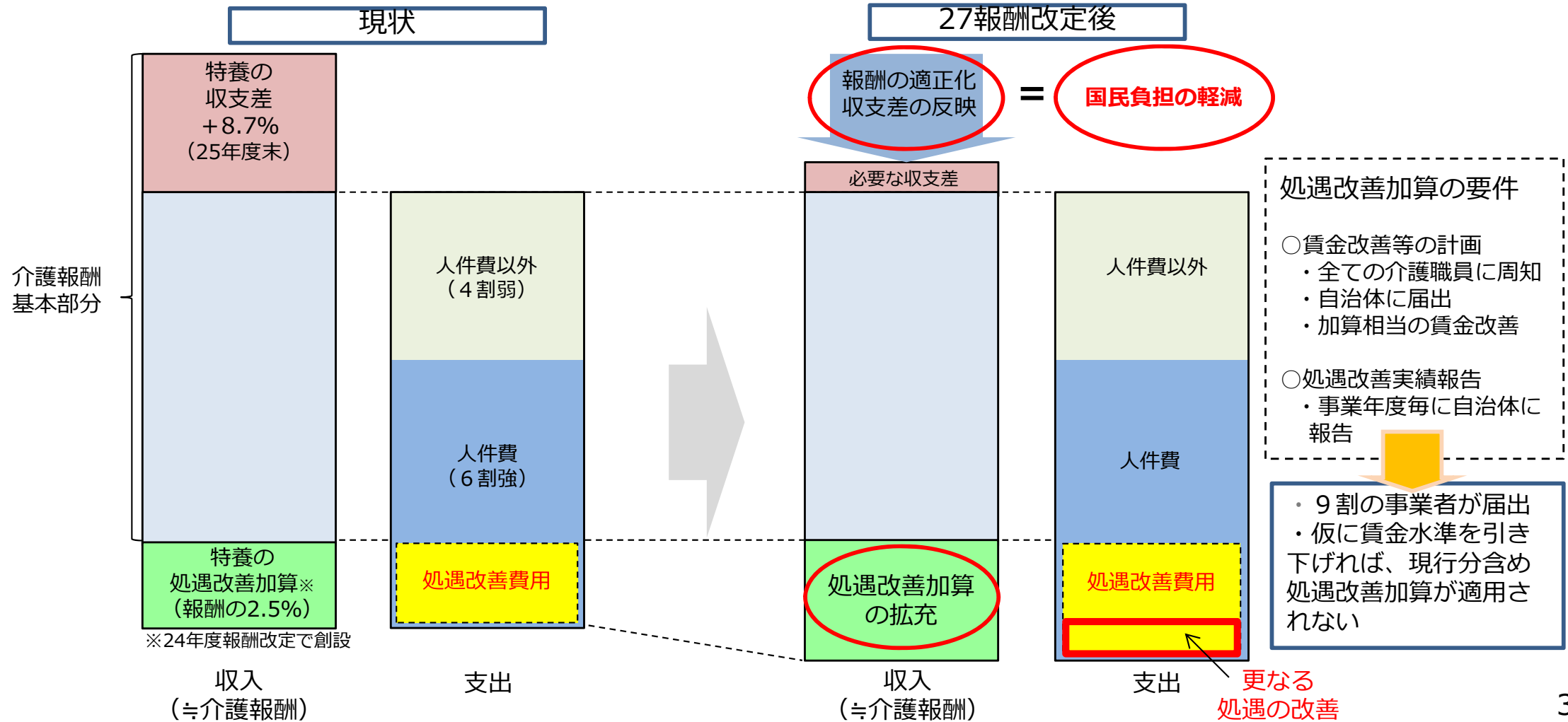
※2 収支差率 = (収入 - 支出) ÷ 収入
収入 = 介護事業収益 + 介護事業外収益 - 国庫補助金等特別積立金取崩額
支出 = 介護事業費用（給与費、減価償却費等） + 介護事業外費用 + 特別損失 - 国庫補助金等特別積立金取崩額

特養内部留保 (24年度)	1施設当たり	全体
発生源内部留保	3.1億円程度	2.1兆円程度
実在内部留保	1.6億円程度	1.1兆円程度

(参考2) 処遇改善加算の拡充と介護報酬基本部分の適正化の関係

- 【介護職員の処遇改善加算を拡充する一方、事業類型ごとの収支差等を踏まえて介護報酬の基本部分の適正化を行う場合】
- ・ **処遇改善加算は、介護従事者の処遇改善を行う事業者のみに対する加算**であり、**処遇改善と介護報酬の加算が直結**。
 - ・ * 処遇改善加算は、政策的な処遇改善に必要な費用の全額を手当するため、事業者に追加的な負担を求めるものではない。
 - ・ 一方、**報酬基本部分の適正化は収支差を適正水準まで引き下げるもの**であり、**現在の人件費等の支出に基本的に影響を与えない**。
 - ・ なお、**現在約9割の事業者が処遇改善加算を届出**。仮に事業者が賃金水準を引き下げれば、事業の存続が著しく困難な場合を除き、**現行適用分を含め処遇改善加算の適用がなくなる**。
 - ・ 雇用情勢の改善等も背景に介護従事者の確保が課題となる中、多くの事業者が処遇改善加算を活用すると見込まれる。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合】（イメージ）



(参考3)介護報酬改定の国民生活への影響

- 介護報酬水準を約▲1%適正化すれば、市町村の介護保険料・利用者負担等の国民負担は年間約▲1,000億円軽減される。

介護費用約10.0兆円

税金 約5.2兆円
 (国 : 約2.6兆円
 地方 : 約2.6兆円)

保険料 約4.1兆円
 (高齢者の保険料 : 1.9兆円
 若年者の保険料 : 2.1兆円)

利用者負担
 約0.7兆円

介護報酬水準の適正化を行った場合

約▲1%当たり約▲1,000億円の介護費用の減少

国民負担の軽減(税金、保険料、利用者負担)

介護事業者の収支の適正化、
 社会福祉法人における内部留保の更なる蓄積の抑制 等

税金 約▲520億円
 (国 : 約▲260億円
 地方 : 約▲260億円)

保険料 約▲410億円
 (高齢者の保険料 : 約▲190億円
 若年者の保険料 : 約▲210億円)

利用者負担
 約▲70億円

(注) 平成26年度予算における財源構成比に基づき機械的に按分したもの。